

厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の結果（案）に対する パブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

令和4年10月15日（土曜日）から令和4年11月15日（火曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1人
- (2) 意見の件数 1件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1	<p>第4章 市民 第6条 市民の権利 憲法では国民の権利及び義務の章で基本的人権の享有を謳っている。</p> <p>自治基本条例の第4章市民においても最も尊重されるべき項目であることから、第6条に人権の尊重は犯すことのできない基本的権利として明記してはどうか。</p>	<p>厚木市自治基本条例は、基本的人権を含む国民の権利等が憲法で保障されていることを前提に、「自治の確立を図ること」を目的に各規定を定めています。</p> <p>そのため、憲法が保障する内容については、条例に規定しておりません。</p>	

4 問合せ先

- (1) 担当課名 市民協働推進課
- (2) 連絡先 (046)225-2141

5 結果公開日

令和4年12月23日（金曜日）公開